

軽井沢町スポーツ大会出場激励金交付基準

(趣旨)

第1条 この交付基準は、町民のスポーツ競技における活躍を応援し、日本又は長野県の代表として、世界規模の大会（以下「国際大会」とする。）及び全国規模の大会（以下「全国大会」とする。）又は北信越大会又はそれに準ずる大会（以下「ブロック大会」とする。）へ出場する選手に対し、予算の範囲内で軽井沢町スポーツ大会参加激励金（以下「激励金」とする。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象大会)

第2条 激励金の交付対象となる大会は、次の各号に掲げる大会をいう。

- (1) オリンピック・パラリンピック・デフリンピック
- (2) 国、地方公共団体又は国際スポーツ連盟に属する競技団体が主催、共催又は後援する国際大会
- (3) 国民スポーツ大会又は全国障害者スポーツ大会
- (4) 国、地方公共団体又は日本スポーツ協会又は日本ワールドゲームズ協会に属する競技団体が主催、共催又は後援する全国大会又はブロック大会
- (5) その他町長が認める国際大会及び全国大会

(適用除外)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合はこの基準に適用しない。ただし前条第5号により認められた大会は除く。

- (1) 主たる目的が上位大会への予選会、選考会
- (2) 予選会又は選考会を経ずに出場ができる大会（ただし、成績及び記録により主催団体より大会出場を推薦された場合は除く。）
- (3) 予選会に参加したすべての者、団体が出場できる大会
- (4) 交流、親善、交歓、強化等を目的とする大会

(交付対象者)

第4条 激励金の交付対象者は、第2条に該当する大会へ出場する選手で、次の各号のうち3つ以上に該当する者とする。

- (1) 継続して1年以上、町内に住所を有し、居住する者
- (2) 町内の高等学校、中学校又は小学校に在学している者
- (3) 同一する世帯の全ての世帯員が町税並びに水道料金及び下水道使用料（農業集落排水施設使用料を含む。）を滞納していない者
- (4) 他自治体より同一大会における激励金等の交付を受けていない者
- (5) その他町長が特に必要と認めた者

(激励金の額)

第5条 激励金の額は別表のとおりとする。

(激励金の交付制限)

第6条 激励金の交付回数は同一年度内で4回を限度とする。ただし第2条第1号に該当する大会は回数に含めないものとする。

- 2 第2条第2号から第5号までに掲げる大会に出場し、激励金の交付を受けた場合において、当該大会の成績により出場権を得た同上第1号から第5号までに掲げる大会（以下「上位大会」という。）に出場するときは、既に交付を受けた激励金の額と上位大会に係る激励金の額との差額を限度として激励金を交付するものとする。ただし町長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(激励金の交付申請)

第7条 激励金の交付を受けようとする者は、軽井沢町スポーツ大会出場激励金交付申請書（様式第1号）及び各号に掲げる書類を大会が終了した30日以内又は終了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、特別な事情により町長が認める場合はその限りではない。

- (1) 予選会、選考会又はこれに準ずる大会の成績が確認できる書類

(2) 出場大会の開催要綱及び交付対象者の出場及び成績が確認できる書類

(3) 住民基本台帳閲覧及び町税等納付状況調査への同意書

2 激励金の交付を受けようとする者が未成年の場合は、同一する世帯の保護者又は所属する団体の長が申請するものとする。

3 前項に掲げる者が、第4条第2号に規定する団体の長が申請する場合は、学校長による在学（在籍）証明書を第1項第3号に代えて、提出することができる。

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、大会開催の14日前までに提出をするものとする。

(1) 第2条第1号及び第2号に定める大会に出場する場合

(2) 町長へ表敬訪問をする場合

(3) 全町的な壮行会・激励会が開催される場合

(4) 3月1日から同月の末日までの間に終了する大会に出場する場合

(激励金の交付決定)

第8条 町長は前条の申請書の提出を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、激励金を交付するか否かを決定し、申請者へ通知するものとする。

(激励金の交付方法)

第9条 前条により、激励金の交付の決定を受けた者は、速やかに軽井沢町スポーツ大会出場激励金請求書（様式第2号）を提出するものとする。

2 申請者へ口座振込で交付を行うものとする。ただし、第7条第4項第1号から第3号による場合は、現金にて交付するものとする。

(実績報告書)

第10条 第7条第4項により、激励金の交付を受けた者は、スポーツ大会終了後、速やかに軽井沢町スポーツ大会出場実績報告書（様式第3号）に成績が確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(激励金の返還)

第 11 条 町長は、激励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付を受けた全額を返還させることができる。

- (1) 大会が中止されたとき。
- (2) 大会への出場を辞退、又は取り消されたとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により激励金の交付を受けたとき。

(その他)

第 12 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

この基準は、令和 7 年 5 年 1 日から適用する。改正後の軽井沢町スポーツ大会出場激励金交付基準の規定は、この基準の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

別表

(1 人あたり)

対象大会	激励金額
ブロック大会	5, 000 円
全国大会	10, 000 円
国際大会	30, 000 円
オリンピック・パラリンピック・デフリンピック	100, 000 円

(第1号様式)(第7条関係)

軽井沢町スポーツ大会出場激励金交付申請書

年 月 日

軽井沢町長 様

申 請 者 住 所

氏 名

電話番号

※団体にあつては、代表者の 住所及
び氏名並びに団体名

激励金の交付を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

1. 出場大会名
2. 大会開催地
3. 大会開催日
4. 出場選手名
5. 競技種目
6. 成績

※添付書類

- (1)予選会、選考会又はこれに準ずる大会の成績が確認できる書類
- (2)出場大会の開催要綱及び交付対象者の出場及び成績が確認できる書類
- (3)住民基本台帳閲覧及び町税等納付状況調査への同意書

(第7条関連)

住民基本台帳閲覧及び町税等納付状況調査への同意書

年 月 日

軽井沢町長 様

軽井沢町スポーツ大会出場激励金の交付申請にあたり、町が住民基本台帳の閲覧および町税等の納付状況を調査することについて同意します。

記

1. 交付対象者住所 _____
2. 交付対象者氏名 _____ (自筆)
3. 世帯主氏名 _____ (自筆)

(第7条、第10条関連)

出場選手名簿（団体競技用）

大会名	
-----	--

[illegible]

(第 2 号様式) (第 9 条関係)

年 月 日

軽井沢町長 様

請求者 住 所

氏 名

電話番号

※団体にあつては、代表者の
住所及び氏名並びに団体名

軽井沢町スポーツ大会出場激励金請求書

軽井沢町スポーツ大会出場激励金を下記のとおり請求いたします。

記

1. 請 求 額 金 円

振込金融機関名			
本・支店名			
預金種類		口 座 番 号	
口座名義			

(第3号様式)(第10条関係)

軽井沢町スポーツ大会出場激励金実績報告書

年 月 日

軽井沢町長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

※団体にあつては、代表者の
住所及び氏名並びに団体名

軽井沢町スポーツ大会出場激励金の交付を受けた大会について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 出場大会名
2. 大会開催地
3. 大会開催日
4. 出場選手名
5. 競技種目
6. 成 績

※添付書類

(1)成績が確認できる書類

(2)出場大会の開催要綱又はこれに準ずる書類